



随時記者発表

項 目	日高振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について（終報）				
区 分 等	発 表	月	日	時 分	説明者
	資料配布	3月	9日	15時 00分	
配布資料					
発表要旨	<p>えりも町内で2月2日に回収された死亡野鳥(オジロシ)1羽、2月7日及び8日に回収された死亡野鳥(ハブトカラス)計6羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5亜型)が確認(陽性)されたことに伴い、環境省が指定した野鳥監視重点区域(回収地点から半径10kmの区域内)は、その後、当該区域内で鳥インフルエンザ感染個体や野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、3月8日(火)24時に解除(※)されましたのでお知らせします。</p> <p>※ 環境省では野鳥監視重点区域の解除について、最後の感染確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除することとしており、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後に指定された区域が解除されるときに同時に解除することとしています。</p> <p>〈道の今後の対応〉</p> <p>(1) 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p> <p>(2) 全道すべての家きん飼養農場に対し、2月15日の家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒命令と併せ、異状が見られた場合の早期通報と防鳥ネットなど野鳥の侵入防止対策の徹底について引き続き指導し、発生予防対策の強化を図ります。</p>				
報道に当たってのお願い	<p>○ 高病原性鳥インフルエンザは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて、通常では人に感染しないと考えられています。</p> <p>○ 現地での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。</p>				
担 当	<ul style="list-style-type: none"> ・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係（担当者：山中） TEL：011-231-4111（内線24-382）ダイヤルイン:011-204-5205 ・農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係（担当者：信本） TEL：011-231-4111（内線27-791）ダイヤルイン:011-204-5441 ・日高振興局保健環境部環境生活課（担当者：宮川） TEL：0146-22-9250 ・日高振興局産業振興部農務課（担当者：内海） TEL：0146-22-9340 				